

(2) 常用雇用転換奨励金

母子家庭の母は、生計の担い手であり、就労意欲が高く、安定した仕事に就くことを望んでいるが、その一方で、仕事の経験が乏しいために技能習得が不十分であったり、子どもの養育等のために就ける仕事に制限があるなど、望む仕事を得にくい状況にある。

こうしたことから、母子家庭の母と有期雇用契約を結び、必要な研修・訓練を実施した後、常用雇用（雇用期間の定めのない雇用契約）に移行し、6か月以上継続して雇用した場合に、地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）が事業主に対し、奨励金（母子家庭の母1人当たり30万円）を支給する常用雇用転換奨励金事業を平成15（2003）年度から実施している。

平成18（2006）年度には、既にパートタイム等で雇用している母子家庭の母を常用雇用に転換した場合であっても奨励金を支給できるように、雇用転換の期限の要件を緩和し、採用後6か月以内を職業訓練開始後6か月以内に見直した。

常用雇用転換奨励金事業の実施状況は図表2-1-20のとおりとなっており、その実績については、母子家庭の母と有期雇用契約を結んだ事業主によるOJT計画書の提出件数が平成15（2003）年4月から平成18（2006）年12月までの合計で116件、そのうち、常用雇用に転換された者の人数は、92人となっている（図表2-1-21）。

図表2-1-20 常用雇用転換奨励金事業の実施状況

| | 都道府県（47） | 指定都市（15） | 中核市（37） | 一般市等（761） | 合計（860） |
|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 実施自治体数 | 32か所 (29か所) | 6か所 (5か所) | 15か所 (12か所) | 166か所 (150か所) | 219か所 (196か所) |
| 実施割合 | 68.1% (61.7%) | 40.0% (35.7%) | 40.5% (32.4%) | 21.8% (19.2%) | 25.5% (22.3%) |

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)上段の数字は平成18(2006)年度、下段()内の数字は平成17(2005)年度のものである。

図表2-1-21 常用雇用転換奨励金事業の実績（平成15（2003）年4月～平成18（2006）年12月まで）

| OJT 計画書提出件数 | 常用雇用転換者数 |
|-------------|----------|
| 116 件 | 92 人 |

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(3) トライアル雇用奨励金

母子家庭の母等は、子育てとの両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いことため就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にある。このため、母子家庭の母等がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業に就くことができるよう、国は、求人者と求職者とが相互に理解を深めるための試行雇用（トライアル雇用）制度（月額5万円（最大3か月）を事業主に支給）を母子家庭の母等に対しても実施し、早期就職の促進を図っている。